

志摩老人ホーム 花園寮 入所ご案内



志摩広域行政組合

★ 目 次 ★

1. 事業主体	3
2. 施設の概要	3
3. 入所までの流れ	4
4. 居室等の概要	5
5. 職員の配置状況	7
6. 支援内容と措置費一部負担金及びその他の利用料金	7
(1) 措置費の対象となる支援	
(2) 措置費一部負担金について	
(3) 介護保険サービス利用について（外部サービス利用型）	
(4) その他の支援	
(5) 預り金の管理について	
(6) お支払い方法について	
(7) 医療の提供について	
7. 入退所等	12
(1) 入所について	
(2) 退所（措置解除）について	
8. 施設とご家族様・地域との交流	13
(1) 家族会について	
(2) 外泊・外出について	
(3) ボランティア等	
9. 苦情対応	13
(1) 苦情対応について	
(2) その他苦情受付機関について	
10. 事故発生時の対応	14
11. 秘密保持等	14
12. 身元引受人	14
13. その他留意事項	15
(1) 面会について	
(2) 所持金品の管理について	
(3) 喫煙及び火気の取り扱いについて	
(4) 飲酒について	
(5) 携帯電話について	
(6) 金銭の貸し借りや物のやり取りについて	
(7) 暴力行為について	
14. アクセス	16

1. 事業主体

- (1) 名称 志摩広域行政組合
- (2) 所在地 三重県志摩市阿児町神明 1537 番地 1
- (3) 主な事業 志摩養護老人ホーム花園寮
志摩特別養護老人ホーム才庭寮
志摩特別養護老人ホームともやま苑
志摩福祉センター

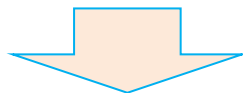
2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 養護老人ホーム
※養護老人ホームとは、入院治療の必要のない、おおむね65歳以上で「環境上の理由」及び「経済的な理由」により、家庭での生活が困難な方が市町の措置により入所していただく老人福祉施設です。入所していただいた方に、生きがいのもてる健全で安らかな生活が保障される施設として、食事や入浴等の日常生活支援を行います。
- (2) 施設の名称 志摩養護老人ホーム花園寮
- (3) 施設の所在地 三重県志摩市阿児町鵜方 804 番地
- (4) 電話番号 0599-43-0166
FAX番号 0599-43-5068
メールアドレス hansaito@shima.mctv.ne.jp
ホームページ sikouiki@shima.mctv.ne.jp
- (5) 施設の運営方針 当施設は、老人福祉法（以下「法」という。）第11条に規定する「65才以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方」が入所され、養護させていただいております。また、法第20条の4の規定により「入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を目的とした施設」として運営しています。なお、入所者様の介護ニーズにつきましては、介護保険サービス利用により対応させていただきます。
- (6) 入所定員 80名
- (7) 開設日 昭和30年3月15日

3. 入所までの流れ

1 花園寮に入所したいと思ったら。

- ・ 市役所の福祉窓口や地域包括センター、または地域の民生児童委員などに相談しましょう。
- ・ 花園寮に問い合わせただいただいてもかまいません。



2 申込み・相談窓口にご相談しましょう。相談窓口は市役所の高齢者・福祉担当課になります。

- ・ 市役所の福祉担当課を訪問し、担当者にご相談・お申込ください。
- ・ 申込みに必要な書類を提出してください。
- ・ 申込みが受理されますと、担当課によるご本人様・ご家族様への調査(面接)があります。
- ・ 調査が終了し、担当課から入所判定委員会へ審査の依頼があります。



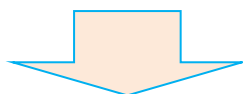
3 入所判定委員会で審査していただきます。

- ・ 調査内容をもとに委員会で入所の可否について判定します。
- ・ 「入所可」の場合は、市役所が費用負担について調査します。
- ・ 措置機関（市町）から花園寮へ入所（措置）依頼書を提出します。



4 入所依頼の受諾により事前面接をさせていただきます。

- ・ 措置機関（市町）より入所依頼書を受諾します。
- ・ 花園寮の職員と福祉担当者が居住先に伺い、入所事前面接をさせていただきます。
- ・ 空室があれば入所日を調整して入所となりますが、空室がない場合は待機となります。



5 入所（措置の開始）

- ・ 入所日に合わせて入所していただきます。
- ・ 手順は 13 ページ「7 入退所」の項目を参考にしてください。

※詳しくは下記の高齢者福祉担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

志摩市地域福祉課	三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22	TEL0599-44-0283
鳥羽市健康福祉課	三重県鳥羽市大明東町 2 番 5 号	TEL0599-25-1186
南伊勢町高齢者支援課	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057	TEL0599-66-1709

4. 居室等の概要

花園寮では以下の居室・設備をご用意しています。

利用される居室は、原則 2 人部屋です。

各居室に冷暖房・ナースコールを完備しています。また全館にスプリンクラーを設置しています。

居室については、入所者様の状況により施設側の判断で決定させていただく場合もございます。

居室・設備の種類			室数	備考
居室	1 号棟	1 階部 2 人部屋	6 室	
		2 階部 2 人部屋	5 室	
	2 号棟	1 階部 2 人部屋	10 室	
		2 階部 2 人部屋	10 室	
	3 号棟	1 階部 4 人部屋	2 室	
		2 階部 2 人部屋	5 室	
静養室			1 室	
集会室（食堂）			1 室	
浴室			1 室	脱衣室含む
洗面所			10 カ所	
トイレ			12 カ所	
医務室			1 室	
調理室			1 室	
宿直室			1 室	
職員室			2 室	
面談室			1 室	
洗濯室			1 室	入所者様専用あり
汚物処理室			1 室	
霊安室			1 室	
事務室			1 室	
デイルーム			1 室	
談話コーナー			3 室	各号棟 2 階部
面会室			1 室	
喫煙室			1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、入所者様に特別にご負担いただく費用はありません。



創立記念日



運動会



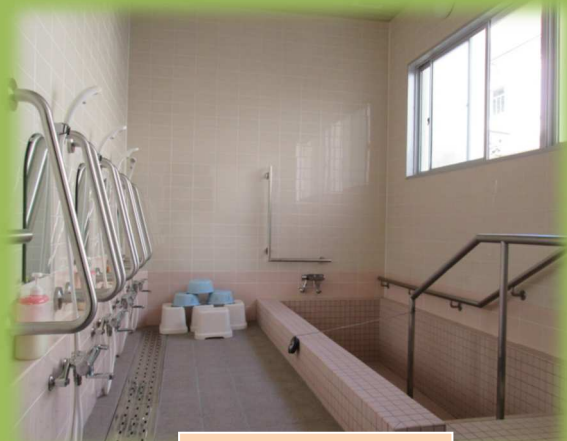
ふれあい夏祭り



正面玄関・行幸啓記念碑



居室



浴室

5. 職員の配置状況

花園寮では、入所者様に対して生活支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、基準を遵守しています。

職種	人数	備考
1. 施設長	1 名	施設の業務を統括します。
2. 事務員	1 名	庶務及び会計事務を行います。
3. 主任生活相談員	1 名	自立支援のためのケアプランを作成し、調整により家族を含めた生活相談業務を行うとともに、入所者、職員の指導を行います。
4. 生活相談員	2 名	自立支援のためのケアプランを作成し、調整により家族を含めた生活相談業務を行います。
5. 主任支援員	1 名	日常生活の支援と介助と支援員の指導を行います。
6. 支援員	6 名	日常生活の支援と介助を行います。
7. 看護職員	2 名	嘱託医師及び病院と連携し、健康管理を行います。
8. 栄養士	1 名	栄養管理を行い、献立表を作成します。
9. 調理員	4 名	調理業務を担当します。
10. 施設管理人	2 名	管理宿直業務を担当します。
11. 嘱託医師（非常勤）	1 名	健康管理及び療養上の指導を行います。

令和6年4月1日現在

6. 支援内容と措置費一部負担金及びその他の利用料金

花園寮では、入所者様に対して以下の支援を提供します。

（1）措置費の対象となる支援

①自立支援及び社会復帰支援など

日常生活の自立を図るとともに社会復帰を目指すうえで、どのような生活支援が必要であるかについて判断するため、入所者様の心身の状況やご家族様等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、自立支援及び社会復帰（在宅復帰）などに向けた支援を行い、社会復帰後の生活を継続できるよう関係機関等との連携を図り、入所者様またはそのご家族様等に対し、健康、生活状況等に関する相談に応じる等、適切な援助に努めます。

※ 居室の掃除や洗濯など日常生活において必要な行為は、可能な限り、入所者様に行っていただきます。

②ケアプラン（処遇計画）

入所者様の置かれている環境、入所者様及びそのご家族様等の希望などを勘案し、多職種共同で自立した生活及び入所者様の目標達成または社会復帰できるようケアプラン（処遇計画）を作成します。

入所者様に対する具体的な支援内容や支援提供方針については、入所後作成するケアプラン（処遇計画）に定めます。

ケアプラン（処遇計画）の作成及びその変更は次のとおり行います。

- ア. 当施設の（主任）生活相談員・（主任）支援員等にケアプラン（処遇計画）の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- イ. 担当者はケアプラン（処遇計画）の原案について、入所者様に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ウ. ケアプラン（処遇計画）は、1年に1回、もしくは入所者様の要請及び状況の変化に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合は、入所者様と協議して、ケアプラン（処遇計画）を変更します。
- エ. ケアプラン（処遇計画）が変更された場合は、入所者様に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

③生活相談

入所者様の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、入所者様またはご家族様に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

④介護保険サービス等の利用

入所者様が要支援状態または要介護状態になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に介護保険サービス等を受けることができるよう、必要な支援、援助を行います。

⑤食事

1日3食の定食方式で、栄養並びに入所者様の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します（嗜好調査をさせていただきます）。

入所者様の自立支援のため、集会室（食堂）で食事をとっていただくことを原則としています。

入所者様の選択による特別な食事の提供は行っておりません。ただし、行事によっては特別な食事の提供を行う場合があります。

（食事時間）

朝食＝7：30～	昼食＝12：00～	夕食＝17：30～
----------	-----------	-----------

献立の内容や入所者様の状態等によっては、食事時間の変更を行う場合があります。

（食事形態）

1 主食	普通のごはん	軟飯	お粥	ペースト
2 副食	普通のおかず	ほぐし	きざみ	ペースト

入所者様の状態にあわせた食事の形態や主食と副食の組み合わせを行い提供させていただきます。

治療食が必要な方は入所時または事前面接時等にお申し出ください。

★糖尿病食・減塩食・カリウム食など

※食事が不要な場合は、前日までに職員に申し出てください。

⑥入浴

入浴または清拭（体調不良などで入浴できない場合等）を行います。入浴または清拭を原則として週2回以上行います。

○一般入浴（ご自分で入浴していただける方の入浴です【2部制】）

曜 日	時 間
月・火・木・金	①午後00時30分 ～ 午後1時30分 ②午後3時00分 ～ 午後4時00分
水・土	①午後00時30分 ～ 午後4時00分

○介助入浴（入所者様の安全確保のため介助が必要な方の入浴です）

曜 日	時 間
月・火・木・金	①午後1時30分 ～ 午後3時00分

※男女の順番は交互にさせていただいております。

⑦健康管理

嘱託医師により週1回（水曜日）診察を受けることができます。

通院については、可能な限り、入所者様に行っていただきます。また、入所者様の身体状況などで付添受診が必要な場合には、職員が付き添います。なお、ご家族様や身元引受人に受診を依頼する場合もございます。

受診結果により入院治療が必要となれば、原則として入院治療をしていただきます。この場合、入院手続きや担当医師の病状説明はご家族様や身元引受人にお願いしています。

⑧栄養管理

食事は、栄養士の献立により四季折々の料理と栄養を考え、入所者様の好みに応じた物を提供しております。

健康維持のため、嘱託医の指示により食事療法（食事制限）をすることがあります。

面会時に食べ物を持ってこられた方は、食事制限、食品管理が必要となりますので、必ず職員までお申し出ください。

⑨入所時に準備していただく物品

1. 衣類	上着	普段着	肌着	下着	靴下
2. 日用品	タオル	バスタオル	ハンカチ	毛布	タオルケット
	上履き	下履き	バケツ	目覚まし時計	洗濯かご
	ハンガー	洗濯ばさみ	洗面器	コップ	衣装ケース

※ 入所時及び入所以降の物品管理は、原則自己管理となっております。また数量の管理も行っておりませんのでご了承ください。

その他の娯楽品や貴重品、仏壇等については、相談のうえ同室者に迷惑のかからない範囲で持ち込みできます。

（施設で設備している物品）

ベッド、収納棚、防災用ヘルメット、懐中電灯は個別に設置しております。
テレビ、エアコンは1部屋に1台設置しております。
寝具（掛布団・敷布団・枕）はご用意しております。

（施設で支給している物品）

ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、
洗濯用洗剤

※ 仕様の指定などはできません。

（個人負担〈実費〉していただく物品）

個人のみが使用、または個人が特別に希望する物品につきましては、個人の
費用負担となります。

例 家電・目覚まし時計の乾電池、専用処置用のガーゼ、消費量が多いティッ
シュペーパーなど

（持ち込みできない物品）

大型テレビ、冷蔵庫、電気ポット、電気毛布などは持ち込みできません。

（2）措置費一部負担金について

入所時、措置機関（市町福祉担当者）より、前年の所得（控除額を差し引いた
額）状況または扶養義務者の状況等を勘案し、「養護老人ホーム被措置者費用徴
収基準」をもとに措置費一部負担金（以下「費用徴収額」という。）が決定されま
す。

決定された金額を毎月措置機関（市町）に支払います。

この費用徴収額とは、措置費（税金）の一部を負担していただく金額という意
味です。

費用徴収額は毎年7月に見直されます。

毎年6月ころに収入申告書（代行できます）を作成し、証明書（前年1月～12
月までの間に支払った医療費や保険料その他控除対象となる領収書等）を添付し、
措置機関（市町）に提出します。

それをもとに措置機関（市町）が7月からの費用徴収額を決定し、通知されま
す。

部屋代・食費・光熱水費などの負担は費用徴収額に含まれています。

※月の途中から入所された場合は、入所日から当該月末までの日割り計算をし
た額を支払います。

（3）介護保険サービス利用について（外部サービス利用型）

入所者様の状態により介護保険制度における要介護認定が必要と判断された
場合は、相談のうえ要介護認定を受けていただきます。

判定により要支援・要介護と認定された方については入浴等、必要に応じて
介護サービスを利用していただきます。

例 入浴目的の通所介護サービス・介護用具レンタルなど

また、介護認定を受けた状態で入所された方については、身体状況により介

護サービスの利用について検討し、必要に応じて利用していただきます。

(介護サービス利用者負担加算)

介護保険サービスを利用された場合、サービス利用料は原則 1 割負担（食費は実費）となりますが、サービスを利用された方の所得状況により、1 割負担のうち、支弁率に応じて還付されます。

(4) その他の支援

入所者様の希望により、行事やクラブ活動、レクリエーションに参加していただくことができます。

①年間行事予定

開催月	行事内容
4 月	ボーリング大会・誕生会（お祝い膳）
5 月	母の日・花まつり・遠足・誕生会（お祝い膳）
6 月	お出掛けツアー・父の日・希望食・誕生会（お祝い膳）・居室清掃強化月間
7 月	七夕（お楽しみ献立）・土用の丑（土用の丑献立）・ホームカフェ・食事ツアー・誕生会（お祝い膳）
8 月	ふれあい夏まつり（屋台）・お盆供養・誕生会（お祝い膳）
9 月	防災の日（非常食試食）・敬老会（お祝い膳）・彼岸供養（おはぎ） お出掛けツアー
10 月	運動会（運動会弁当）・食事ツアー・地産地消の日献立・セレクトランチ
11 月	カロリーリング大会・お出掛けツアー・焼き芋会・希望食・ラーメンの日
12 月	忘年会（餅つき）・冬至（ゆず湯/かぼちゃ料理）・食事ツアー 大晦日（年越しそば/祝膳）・居室清掃強化月間
1 月	新年（新年祝い/おせち料理）・七草（七草粥）・初詣・鏡開き（どんど焼き） お出掛けツアー
2 月	節分（豆まき/恵方巻）・希望食
3 月	創立記念日（踊り披露会/お祝い膳）・彼岸供養（ぼた餅）・ホームカフェ

②実費負担となるもの

- ・医療費
- ・各種保険料
- ・予防接種代金
- ・理美容代金
- ・嗜好品購入費

(5) 預り金の管理について

預り金は「預り金管理規定（志摩広域行政組合規程第 3 号）に基づき当施設でお預かりすることができます。その場合には、別途「預り金の管理に関する契約書」にて契約を取り交わしていただきます。

管理にあたり、金融機関の手続き上、施設長を「代理人」と定めていただきます（通帳名義はそのままです）。

預り金の管理にかかる費用は無料です。

（６）お支払い方法について

費用徴収額や医療費などは、契約により管理した預貯金からお支払いいただきます。

支払いについては施設が代行させていただきます。

（７）医療の提供について

医療を必要とする場合は、嘱託医師または協力医療機関等において受診を受けていただきます。

緊急時には救急車両の要請をさせていただく場合があります。その際は、受入病院の都合により市外の医療機関等に搬送される場合があります。

入院時の手続きや医師からの説明については、身元引受人様にてお願いします。

①嘱託医師及び協力医療機関

1 嘱託医の名称	服部内科
所在地	三重県志摩市阿児町鵜方 3126-15
電話番号	0599-43-1033
診療科	内科
診察日時	毎週水曜日 14:00～15:00
2 協力医療機関の名称	三重県立志摩病院
所在地	三重県志摩市阿児町鵜方 1257
電話番号	0599-43-0501
診療科	総合診療

7. 入退所等

（１）入所について

事前面接終了後、入所者様（身元引受人様）・措置機関・花園寮で入所日時の調整を行い、入所日時を決定します。

入所日までに所持品等の準備をお願いします。

入所日当日は、措置機関立会いのもと、身元引受人同伴にて入所していただきます。

入所前に住民票の移動、各種保険等の住所変更や加入等をお願いします。

（２）退所（措置解除）について

退所については、入所者様（身元引受人様）・措置機関・花園寮で協議し

たうえで、措置機関が決定します。

協議させていただく条件として「志摩広域行政組合老人ホームの管理に関する規程」第16条第1項第2号及び第3号の定める要件に該当する場合があります。

1	入所基準に適合しなくなったとき ・入所者様が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれるもしくは入院した場合 ・重度の要介護状態となった場合（重度の認知症、医療行為、介護度3以上等）
2	第11条の規定に違反したとき ・第11条 入所者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親和に努めるとともに、施設長の指示に従わなければならない。
3	その他退所の必要があると認められるとき ・入所者様が、故意または重大な過失により花園寮または施設従事者もしくは他の入所者様の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

8. 施設とご家族様・地域との交流

（1）家族会について

ご家族様との交流の場として家族会を実施しています（花まつり・敬老会）。

（2）外泊・外出について

外泊は、外泊先やその理由、帰寮予定日時等、必要事項を届出書に記入し、施設長の承認を受けていただきます。

外出は、外出先やその理由、帰寮予定時刻等、必要事項を届出書に記入し、施設長の承認を受けていただきます。なお、届出がない場合や承認を受けていない外出は「無断外出」の扱いとなり、事故防止のため「行方不明搜索」の対応となります。

帰寮時間は午後5時30分です。

※ ただし、ご家族様の付添ありで特別な理由によりやむを得ない場合は、上記時間に限りませんので職員にご相談下さい。

（3）ボランティア等

定期的にボランティアや慰問の受け入れを行っています。また、実習生や研修生の受け入れも行っています。

9. 苦情対応

（1）苦情対応について

施設内には苦情窓口を設置し、「志摩広域行政組合の施設における苦情処理事務取り扱い等に関する要綱」に基づいて提供した支援に関する苦情に適切に対応します。

苦情対応窓口	志摩養護老人ホーム花園寮事務所
苦情解決責任者	事務局長
苦情受付担当者	施設長・主任生活相談員

※担当者名・連絡先電話番号は施設にて掲示しております。

(2) その他苦情受付機関について

三重県長寿介護課	三重県津市広明町 13 番地	TEL059-224-3327
志摩市地域福祉課	三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22	TEL0599-44-0283
鳥羽市健康福祉課	三重県鳥羽市大明東町 2 番 5 号	TEL0599-25-1186
南伊勢町 高齢者支援課	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057	TEL0599-66-1709

10. 事故発生時の対応

- ① 事故発生時は速やかに対応、状況確認し、看護職員、施設長へ報告すると共に家族へ連絡します。
- ② 看護職員判断のもと、嘱託医または協力医療機関へ連絡し、指示を仰ぎ対応し、搬送必要な場合は、協力医療機関へ搬送します。
- ③ 事故の状況等を代表理事、措置機関へ報告します。
- ④ ひやりはっと報告書、施設事故報告書をもとに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐため、ケース会議等で協議します。

11. 秘密保持等

- ① 施設の職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者様またはそのご家族様の秘密を漏らしません。
- ② 施設の職員は退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た入所者様またはそのご家族様の秘密を漏らしません。
- ③ 居宅支援事業者等に対して、入所者様に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者様の同意を得るものとします。

12. 身元引受人

花園寮では入所にあたり、身元引受人を求めることがあります。

身元引受人は、次の各項の責任を負います。

- ① 入所者様が円滑な生活を営むにあたり必要な物品の準備や身の回りの援助に努めること。
- ② 入所者様による滞納未払い金が発生した場合、入所者様に代わり滞納未払い金を支払うこと。
- ③ 入所者様が疾病等によりほかの医療機関に受診及び入院する場合、受診及び

入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

- ④ 入所様が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受、その他必要な措置をすること。

13. その他留意事項

(1) 面会について

面会時間は、午前8時30分～午後5時30分です。

ご家族様の都合により時間内に困難な場合はご相談下さい。

(2) 所持金品の管理について

自身の所持金品については、各自で責任をもって管理をお願いします。なお、紛失については当施設において責任を負いかねます。

(3) 喫煙及び火気の取り扱いについて

喫煙は、喫煙所での喫煙をお願いします。喫煙所以外や居室での喫煙は厳禁です。また、健康管理のため、できるだけ控えていただくことをお勧めしています。

火気類は、建物内や居室で、ストーブ、マッチ、ライター、ローソク、線香等の使用はできません。

(4) 飲酒について

他入所者様に迷惑のかからないよう節度のある行動を心掛けて下さい。飲酒により暴力行為を起こすことは厳禁です。また、健康管理のため、できるだけ控えていただくことをお勧めしています。

(5) 携帯電話について

所有されている方は、医療機器等の障害にならないよう、使用を心掛けて下さい。また、経済状況に照らし合わせてご相談をさせていただいております。

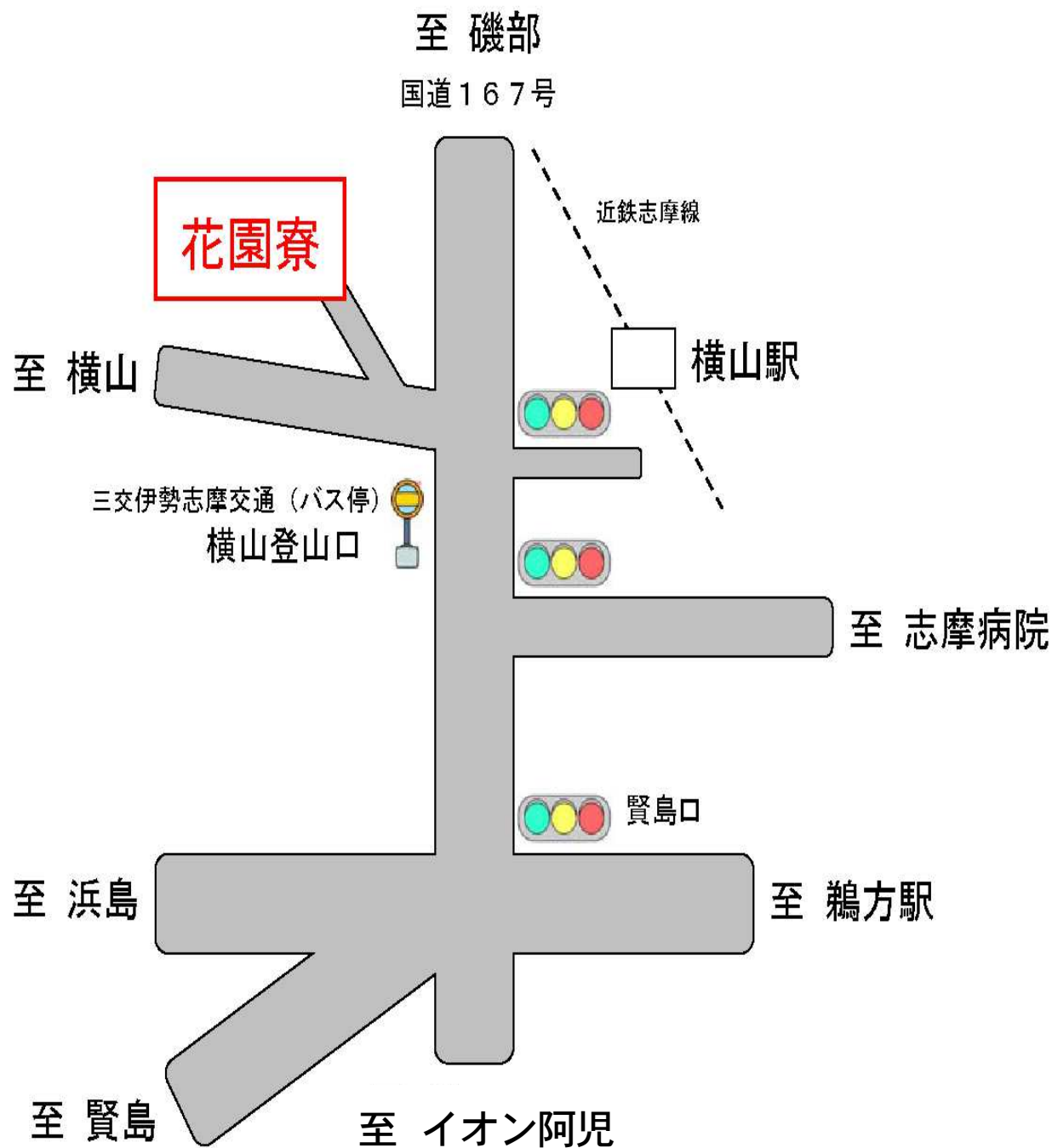
(6) 金銭の貸し借りや物のやり取りについて

入所者同士の金銭の貸し借りや物のやり取りは厳禁です。

(7) 暴力行為について

他入所者様及び職員等に対して故意に暴力を振るう、または怪我を負わせることは厳禁です。このような場合、措置機関、医療機関やご家族様と相談させていただき、適切な対応をさせていただきます。

14. アクセス



●近鉄電車

横山駅下車→徒歩約3分・鵜方駅下車→車、タクシー約5分

●三重交通バス

横山登山口行き下車→徒歩約2分

●お車

伊勢自動車道伊勢西インター下りて約40分